

農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうち
スマート農業機械等導入支援のうち
広域型サービス支援タイプ公募要領

第1 総則

農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ（以下「本事業」といいます。）に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりです。

なお、事業実施に当たっては、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5農産第2753号農林水産事務次官依命通知。）等（以下「要綱等」といいます。）により実施してください。

第2 応募者の要件等

本事業の補助事業者（「広域型サービス実施主体」といいます。以下同じ。）、事業内容、補助率、実施要件については、農業支援サービス事業緊急拡大支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプの概要（別紙1）のとおりとします。

第3 事業の成果目標

広域型サービス実施主体が掲げる成果目標は、農業支援サービス事業を活用する経営体数を向上させることとします。

なお、成果目標年度の達成年度は事業実施翌々年度とします。

第4 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は事業の実施に直接必要な経費とします（別紙2）。なお、対象経費であっても、証拠書類（請求書、領収書の写し）によって、金額、内容等が確認できないものについては、補助対象となりません。また、申請に当たって、実際に交付される補助金の金額については、補助対象経費等の精査により減額することもありますので御留意ください。

第5 申請できない経費

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など広域型サービス実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。）

- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、広域型サービス実施主体が具備すべき備品、物品等の購入

及びリース・レンタルに要する経費

- 7 ほかの国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費
- 9 事業実施期間内に支払いが完了しない経費（クレジットカードの分割払いを使用する場合は事業実施年度内に支払いが完了する場合のみ認められます。）

第6 申請書類、申請期限等

1 申請書類

(1) 事業実施計画（別紙3）

(2) (1) に関する添付書類

（事業の実施体制、農業支援サービス事業に係る受委託契約書、原則として過去3年分の財務状況が分かる資料等）

2 申請期限

令和6年4月19日（金）17時00分まで

3 問合せ先

本事業についての問合せ先は、申請書類提出先一覧（別紙4）のとおりです。なお、問合せの受付時間は、午前10時から午後5時まで（土・日・祝祭日及び午後0時から午後1時までは除く。）とします。

4 申請事項・書類の提出方法

本事業の申請書類の提出については、申請書類提出先一覧（別紙4）のメールアドレスに電子メールで申請していただきます。

なお、メールの件名は、「事業者名〇〇__広域型サービス支援タイプの公募申請」としてください。

5 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請事項・書類に虚偽の記載や不足、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (2) 申請事項・書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出後の申請事項・書類については、原則として、申請者による資料の差し替え等は不可とします。
- (4) 提出された申請事項・書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

第7 事業実施計画書等の選定について

第6により提出された申請については次の手順により審査を行い、補助金交付候補者を選定します。

1 審査の方法

提出された事業実施計画書等については、外部の有識者等で構成される審査・評価委員会において、審査基準（別紙5）によりポイント付けを行い、ポイントの高い順に採択優先順

位を定め、広域型サービス実施主体となり得る候補を選定するものとします。同ポイントの申請書類が複数あった場合は、事業費が少ないものを優先的に採択するものとします。審査・評価委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがあります。なお、この場合にあっても、審査ポイントの加算は行わないものとします。

2 審査の観点

審査については、審査基準に基づき、事業の効果、事業実施計画の妥当性、事業費の算定の妥当性等の観点から行います。

3 審査結果の通知等

審査結果については、補助金交付対象者として選定した者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては補助金交付対象者とならなかった旨を、それぞれ書面により通知するものとします。

なお、審査の経過や審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了知ください。

4 審査の留意事項

候補者に選定された後であっても、より高い事業効果を得る観点から応募内容の一部修正を求める場合があります。また、ポイントが高得点であったとしても、応募の内容に不備や問題がある場合は候補者に選定しません。

なお、事業実施計画書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等については、事業実施計画書の審査においてその事実を考慮するものとします。

第8 広域型サービス実施主体に係る責務等

広域型サービス実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 広域型サービス実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 広域型サービス実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

広域型サービス実施主体は、要綱等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」といいます。）の所有権は、広域型サービス実施主体に帰属します。ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上（税別）のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

また、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産権は広域型サービス実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを約束していただきますので、その旨御了解していただいた上で御応募願います。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で、知的財産権を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間に於いて、本事業の成果である知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告するものとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

広域型サービス実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。広域型サービス実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めるものとします。

また、本事業期間中における取組内容及び本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、広域型サービス実施主体による新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際

しては、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出してください。報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を広域型サービス実施主体が妨げることはできません。

7 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、導入機械の活用状況、サービス事業体としての活動状況、事業成果の波及効果等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリングやアンケート等の実施について御協力をお願いすることがあります。

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

(別紙1) 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうちスマート農業機械導入支援のうち広域型サービス支援タイプの概要 (第2関係)

補助事業者	事業の内容	補助率	実施要件
広域型サービス実施主体	本事業で支援する取組は次のとおりとし、 (1) の取組は必須とします。 (1) 複数の都道府県にわたるサービスを提供する事業者(北海道内で取り組むサービス事業体にあつては、北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者)が、農業支援サービス事業の提供に必要なとなる農業用機械を導入する取組 (2) 1 の取組を行うサービス事業体がサービスを広域に展開する場合に必要な取組(拠点の借上げ)、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組(研修用施設・ほ場の借上げ、人材育成)	1/2 以内 (1 広域型サービス実施主体当たり、5,000 万円を上限、原則 500 万円を下限とする。) 定額 ((1) に対する補助額を上限とし、 (1) 及び(2) に対する補助額の合計額は 5,000 万円を上限とする。)	以下の要件を全て満たすものとします。 ・本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。 ・主たる事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、責任を持つことができる者であること ・法人等(個人、法人及び団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。 ・継続的な農業支援サービス事業の実施が見込まれること。

(別紙2) 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうちスマート農業機械導入支援のうち広域型サービス支援タイプ(第4関係)

費目	細目	対象となる事業の種類及びメニュー	内容	注意点
事業費	借上費	Ⅱ スマート農業機械等導入支援 1 広域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な事務所、研修施設・ほ場の借上げ経費	
	研修受講費	Ⅱ スマート農業機械等導入支援 1 広域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額(変更された場合は変更後の額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
機械費		Ⅱ スマート農業機械等導入支援 1 広域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な農業用機械の取得又はリース導入に係る経費	農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業実施要領第5に掲げるとおり。

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

事業実施計画(スマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ)

1 広域型サービス実施主体名

--

2 広域型サービス実施主体の概要

法人番号(法人の場合)		
広域型サービス実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

3 事業計画

提供サービスの類型	
事業の内容	
事業完了予定日	

導入する農業用機械を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

サービスを提供する都道府県数

0

北海道の総合振興局・振興局	
---------------	--

(注1) 導入する農業用機械を直接用いてサービスを提供する都道府県に○を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料(地図等)を添付すること。
(注2) 北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

4 成果目標

成果目標の項目	現状値(令和○年度)	目標値(令和○年度: 事業実施年度の翌々年度)	目標値の算定方法
広域型サービス実施主体が提供する農業支援サービス事業を活用する経営体数の増加に係る目標			

(注) 現状値に関する根拠となる資料を添付すること。
「目標値の算定方法」は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

5 売上げの見込み

事業の規模	導入する機械に係る 売上見込み (令和○年度: 事業実施年度の翌々年度)	見込みの算定方法
広域型サービス実施主体が提供するサービスに係る売上げ	円	

(注) 見込みの算定方法については事業規模(経営体数、面積、料金体系)がわかるように記載すること。
(例: サービスを提供する面積(10a)×提供価格(円/10a))

6 総括表

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
スマート農業機械等導入の取組			1/2		
サービスの広域展開に必要な取組（拠点の借上げ）、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組（研修用施設・ほ場の借上げ、人材育成）			定額		
合 計					

（注）・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
・リース導入の場合は別添 1 の機械リース計画書を添付すること。

7 導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1 台当たり 導入価格 (円、税抜)	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当		
							うち国費 (円)	15点加算	ドローンを水稻の 農業散布サービス にのみ活用する場 合を除く	みどり税 制
						0		-	-	-
						0		-	-	-
						0		-	-	-

（注 1）見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
（注 2）「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別紙 2 に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を記載すること。
（注 3）適宜、行を追加して記載すること。

8 サービスの広域展開に必要な取組、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組

事業費の種類	用途・必要理由	単価（円、税抜）	件数	合計価格（円、税抜）	
					うち国費（円）
				0	
				0	

（注 1）見積書やパンフレット等金額の根拠がわかるものを別途添付すること。
（注 2）適宜、行を追加して記載すること。

8 広域型サービス実施主体がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合

9 広域型サービス実施主体が農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合

別紙3(様式第1-2号)(第6関係)

農業支援サービス事業利用者一覧(スマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ)

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。

なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 広域型サービス実施主体名

2 農業支援サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス(必ず記載すること)				見込み
		内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	面積(a)	時間(h)	
1						-
2						-
3						-
4						-
5						-
6						-
7						-
8						-
9						-
10						-
11						-
12						-
13						-
14						-
15						-
16						-
17						-
18						-
19						-
20						-

計 者(A)

(注1)本事業による機械導入によって実施される農業支援サービス事業の利用希望のある者を記載すること。

(注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。

(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容				サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	面積(a)	時間(h)		
1							-
2							-
3							-
4							-
5							-
6							-
7							-

計 者(B)

(注1)本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。

(注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。

(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。

4 サービス利用者合計(A+B)

 者

事業実施体制に関する書類(様式例)

○年○月○日時点

1. 広域型サービス実施主体の概要(※)	
名称	
所在地	
代表者	
副代表者、役員等	
事業年度	
従業員数	
事業内容	
2. サービスの概要(※)	
サービス分類	
サービス内容	
サービス対象品目	
サービス対象地域	
サービス提供期間	
サービスの最低利用期間	
3. 料金・オプション(※)	
基本料金単価	
追加料金要件	
その他サービス利用者が負担する主な料金	
解約・違約費用等	
4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限(サービス利用開始○日前まで等)	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
6. 責任範囲・保証内容	
7. 保有資格等	
8. 問合せ先(※)	
電話番号	
受付時間	
担当部署	
メール、問合せフォーム等	

(注) ※を付したものは必須事項です。

提出資料チェックシート (スマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ)

広域型サービス実施主体名

番号	資料名	チェック内容	チェック
1	事業実施計画【様式第 1－1 号】	記載漏れはないか。	
2	成果目標の現状値に関する根拠資料	添付漏れはないか。	
3	サービスの提供地域がわかる資料 (地図等)	添付漏れはないか。	
4	見積書	導入台数分・原則 3 者以上からの見積書を添付しているか。 リース導入の場合は、別添 1 リース計画書を添付すること。	
5	機械の機能が分かるもの (パンフレット等)	添付漏れはないか。	
6	利用者一覧【様式第 1－2 号】	記載漏れはないか。	
7	契約内容が分かるもの (契約書等)	添付漏れはないか。	
8	事業実施体制の分かる資料【様式第 1－3 号】	添付漏れはないか。	
9	財務状況が分かる資料 (財務諸表)	添付漏れはないか。	
10	上記のほか、事業計画の内容を補足する資料 (※)	添付漏れはないか。	

(注) ※を付したものは必要がある場合に提出すること。

(共同申請者記載)

スマート農業機械等導入支援の機械リース計画書

地方農政局長等 殿

フリガナ

代表者氏名

電話番号

代表者名

電話番号

5 取組の内容
別添個票のとおり。

機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)	～		(年)
	リース借受日から○年間 (※2)			(年)
リース物件購入価格 (税抜き)		(円)		
	うちオプション分 (税抜き)	(円)		
残存価格 (リース期間終了後の残価設定)		(円)		
リース料助成申請額		(円)		
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)		(円)		
	うち税相当分	(円)		
機械利用者負担リース料 (税込み)		(円)		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1：※1 及び※2 については、いずれかを記入すること。

注2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。

A:[リース物件購入価格 (税抜き)] × (リース期間／法定耐用年数) × 1／2 以内

B: ([リース物件購入価格 (税抜き)] - [残存価格]) × 1／2 以内

注3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注4：添付書類は、以下のとおり。

① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)

② その他地方農政局長等が必要と認める資料

(別紙4)(第6関係)

令和5年度補正予算 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策(広域型サービス支援タイプ)
の申請書類提出先

都道府県	提出先	電話番号	メールアドレス
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	011-330-8807	smart-hdao@maff.go.jp
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局 生産部生産技術環境課	022-221-6214	tohoku-smart_agri@maff.go.jp
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局 生産部生産技術環境課	048-740-5322	kantosmano@maff.go.jp
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局 生産部生産技術環境課	076-232-4893	seigikan_hokuriku@maff.go.jp
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局 生産部生産技術環境課	052-746-1313	agsp_tokai@maff.go.jp
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局 生産部生産技術環境課	075-414-9722	kinki_kankyogijyutu@maff.go.jp
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局 生産部生産技術環境課	086-224-4511	seigikan.chushi@maff.go.jp
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局 生産部生産技術環境課	096-300-6273	smart_kyushu@maff.go.jp
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	098-866-1653	sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp
問合せのみ対応可	農林水産省 農産局技術普及課	03-6744-2221	-

注意)

- ・メールアドレスの記載がない場合は電話にてお問い合わせください。
- ・電話の受付時間は平日 10:00～12:00、13:00～17:00 のみとなります。

(別紙 5) (第 7 関係)

令和 5 年度「農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうち
農業支援サービス事業体スマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ」
審査基準

事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

1. 過去 3 か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体 (共同団体を含む。) の場合
2. 審査項目 1 から 2 までのいずれかにおいて審査委員の過半数から 3 点以下の採点を受けた場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業の効果	農業支援サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	サービスを活用する経営体数の増加に係る目標 50 以上・・・30 点 30 以上・・・20 点 10 以上・・・10 点
	農業支援サービス事業の高度化に資する取組か。	サービス実施主体が導入する農業用機械が以下のものに当てはまる場合は、15 点 ・自動操舵農機 (後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く) ・電動草刈機 (自立走行式又はリモコン式のもの) ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット (カメラ・AI による画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット) ・可変施肥機 (ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等) ・センシングドローン

		サービス実施主体が導入する農業用機械を用いて農業者にサービスを提供する取組（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に該当する場合は、5 点
		サービス実施主体が導入する農業用機械をレンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組（機械設備供給型）に該当する場合は、10 点
		サービス実施主体が導入する農業用機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合は、5 点
		サービス実施主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合は、5 点
		サービス実施主体が農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合は、5 点
2 事業の実現可能性	事業計画に記載のある実現可能性について妥当かどうか。	妥当：20 点 概ね妥当：10 点 妥当でない：0 点